

## 第7回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

### 1. 「地域公益活動」の位置づけ

- 一部でも公的な制度の給付対象であるものは「地域公益活動」対象としないこととすると、福祉サービスの充実につながらないのではないか。
- 子育て支援の活動は市町村による補助金の対象であっても不採算の事業もあり、虐待防止などは市町村と密接な連携の下にある。児童養護のアフターケアのように本来事業でありながら公費の対象にならない部分もある。「公的制度による給付の対象となっていないこと」という要件については、こうした事業との整合性や具体的な判断基準を議論すべきである。
- 「地域公益活動」については、補助の有無だけでなく、各地域でその必要性を判断できるような仕組みを検討する必要がある。
- 計画的再投下対象財産について、「地域公益活動」を優先し、余ったら社会福祉事業の充実に充てることは、通常の法人の事業計画のイメージから違和感がある。
- 社会福祉事業の周辺の事業に取り組む法人も多いので、「地域公益活動」を本来事業として位置づけることは賛成。
- 「地域公益活動」については、NPO法人や企業が行う事業と明らかに違うものとするには、無理があるのではないか。社会医療法人の要件は、一般の医療法人が行う事業であってもその比率などを基準としていることなどを参考としてはどうか。
- 計画的再投下対象財産が無い場合の「地域公益活動」は、初期費用に計画的再投下対象財産を使わない活動と整理するべきではないか。
- 再投下財産がない場合は直接費用の支出を伴わない「地域公益活動」だけ行えばよいという印象だが、本省と厚生局所管の法人の経常差額収支比率を調べると、黒字の1～2割を「地域公益活動」へ支出したとしても問題はないと考えられるため、「地域公益活動」の対象財源としてフローの財源についても考えるべきではないか。
- 実態として、社会福祉法人が先駆的な活動として公的制度外の活動を行おうとすると、所轄庁から職員の兼務が認められていないとして、承認を得られないことがある。現行制度の緩和が必要。

## 2. 再投下計画の承認について

- 地域ニーズの把握については市町村によってかなり差があるのではないかと考えられるため、行政が適切な判断をできるのか心配。再投下計画は届出とするのが適切ではないか。
- 計画的再投下対象財産を投下しない「地域公益活動」も、実際は現況報告書や事業報告書において行政の事前の関与があるとすることが実態にそぐうのではないか。
- 行政が事前の承認により再投下計画の妥当性、実効性を判断するとなると、民間の経営自主権の尊重との関係で問題が生じないか懸念がある。

## 3. 「地域公益活動」のニーズを把握する仕組みについて

- 地域における協議会については、既存の社会福祉協議会の活用よりも新たな協議会を設置してはどうか。
- 社会福祉協議会は地域での役割に差がある。地域ニーズの把握については、大きな枠組みはあってもよいが、各地域において一番良い形で協議会を作れるようにすることが必要。
- 地域ニーズの把握のプロセスについて具体的にフローチャートを示すべきである。住民参画という観点からは、法人が把握したニーズと地域が考えるニーズをすり合わせて、福祉課題にどう関わるかを話し合う場を位置付けるべきではないか。
- 地域福祉計画策定には住民が参加しているが、住民に加え、民生委員や社会福祉法人、商工会などを入れた枠組みを作って地域ニーズの把握を行うこととすればよいのではないか。
- 地域における協議会の主催者を誰とするかについて整理する必要があるのではないか。また、地域に既存の協議会の枠組みが複数あることが想定されるが、それらと協議会の関係性について整理が必要ではないか。
- 既存の協議体を活用するにしても、地域ニーズの把握に適しているかどうかを再点検する必要がある。
- 政令市にはかなり多くの社会福祉法人が存在するので、地域における協議会で実務的に対応ができるか懸念される。
- 社会福祉法人の数は市によって1カ所や0カ所の部分もあり、法人がないところにもサービスが提供されるよう、地域の不均衡に対応できる広域的な協議も必要ではないか。